

令和2事務年度における 租税条約等に基づく情報交換事績の概要

国際的な脱税及び租税回避への関心の高まり

近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化しています。このような中、OECD（経済協力開発機構）が策定・公表した CRS（共通報告基準）に基づく非居住者の金融口座情報の交換や BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの進展などにより、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しのほか、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な脱税及び租税回避に対して、関心が大きく高まっている状況にあります。

G20 や OECD においては、これらの問題に対処するため、各国税務当局間での協力・連携を一層推進していくこととしています。

こうした状況を踏まえ、国税庁としては、国際的な動きも十分に視野に入れて適正・公平な課税を実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えており、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換を通じて、国際的な脱税及び租税回避の把握や防止に取り組んでいきます。

※ 租税条約等に基づく情報交換には、「自動的情報交換」、「自発的情報交換」及び「要請に基づく情報交換」の3つの類型があり、情報交換事績もこれらの類型に分けています。

なお、これら類型に関する詳細は、国税庁ホームページ「租税条約等に基づく情報交換」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/eoi/index.htm>)をご覧ください。

※ 我が国の情報交換ネットワークの現状については、別紙3をご参照ください。

1. 自動的情報交換

国際的な脱税や租税回避行為に対処するため、CRS 情報（CRS（Common Reporting Standard: 共通報告基準）に基づく金融口座情報）やCbCR（Country by Country Report: 国別報告書）情報等を定期的に交換

➤ CRS 情報の交換

我が国にとって3回目となる令和2事務年度は、日本居住者に係る CRS 情報約 191 万件（口座残高 12.6 兆円）を 87 各国・地域の外国税務当局から受領し、外国居住者に係る CRS 情報約 65 万件（同 6.8 兆円）^{※1}を 70 各国・地域の税務当局に提供しました。

※1 政府系法人が有する外国為替資金等口座を除く。

➤ CbCR 情報の交換

外国に最終親会社がある 2,186 社分の CbCR 情報を 53 各国・地域の外国税務当局から受領し、日本に最終親会社がある 898 社分の CbCR 情報を 57 各国・地域の税務当局に提供しました。

➤ 法定調書情報の交換

法定調書により把握した非居住者等への支払についての情報約 11 万件を外国税務当局から受領した一方、約 69 万件を外国税務当局に提供しました。

○ CRS 情報・CbCR 情報についての詳細は以下をご覧ください。

- CRS：共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換に関する情報（「CRS コーナー」）<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/index.htm>
- CbCR：国別報告事項（CbCR）の自動的情報交換等に関する情報
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/eoi/001.htm>

○ 諸外国の税務当局から受領する CRS 情報や法定調書情報等は、国外送金等調書・国外財産調書といった各種調書や既に保有している他の資料情報等との分析を通じて、課税上問題があると見込まれる資産や所得の把握などに有効です。また、徴収の分野においても、受領した情報を活用し、外国税務当局への徴収共助の要請等を行っています。

1-1 CRS情報の交換

○ 令和2事務年度における CRS 情報の受領・提供の状況は次のとおりです。

	受領		提供	
	国・地域数	口座数（件）	国・地域数	口座数（件）
アジア・大洋州	16	1,473,200	12	529,864
北米・中南米	19	117,291	13	43,354
欧州・NIS諸国	40	313,587	39	73,074
中東・アフリカ	12	2,818	6	4,266
合計	87	1,906,896	70	650,558

《参考》令和元事務年度における CRS 情報の受領・提供の状況

	受領		提供	
	国・地域数	口座数（件）	国・地域数	口座数（件）
アジア・大洋州	15	1,630,421	11	373,870
北米・中南米	19	96,288	11	33,526
欧州・NIS諸国	41	299,313	38	64,129
中東・アフリカ	11	32,755	5	2,174
合計	86	2,058,777	65	473,699

「受領した CRS 情報」の活用例

☆ 受領した CRS 情報から、X 国所在の法人甲の金融機関の口座及び当該法人の実質的支配者が相続人 A であることを把握した。当該法人について登記情報を確認したところ、相続発生前に、当該法人の出資持分の名義が被相続人 B から相続人 A に変更されていた事実が判明した。調査の結果、被相続人 B は、当該法人の出資持分の名義変更後も、当該法人名義での資産運用を継続していたことなどから、当該出資持分は被相続人 B の相続財産であったことが判明した。また、相続人 A は、当該出資持分が相続財産であることを認識しながら、相続財産から意図的に除外し、相続税の申告を行っていなかったことが判明した。さらに、当該法人の所得に関し、外国子会社合算税制による被相続人 B の雑所得も申告漏れとなっていることが判明した。

別紙 1 CRS 情報の地域別受領・提供口座数

別紙 2 CRS に基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

1-2 CbCR 情報の交換

- CbCR 情報の交換は、OECD の BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) プロジェクトの勧告 (行動 13「多国籍企業情報の文書化」) に沿って実施されています。CbCR 情報には、多国籍企業グループの事業が行われる国・地域ごとの収入金額や納付税額の配分状況等に関する情報が含まれ、各国税務当局は、移転価格リスク評価に使用しています。
- 令和 2 事務年度における CbCR 情報の受領・提供の状況

	受領	提供
国・地域数	53	57
最終親会社数	2,186	898

《参考》 令和元事務年度における CbCR 情報の受領・提供の状況

	受領	提供
国・地域数	44	52
最終親会社数	1,751	844

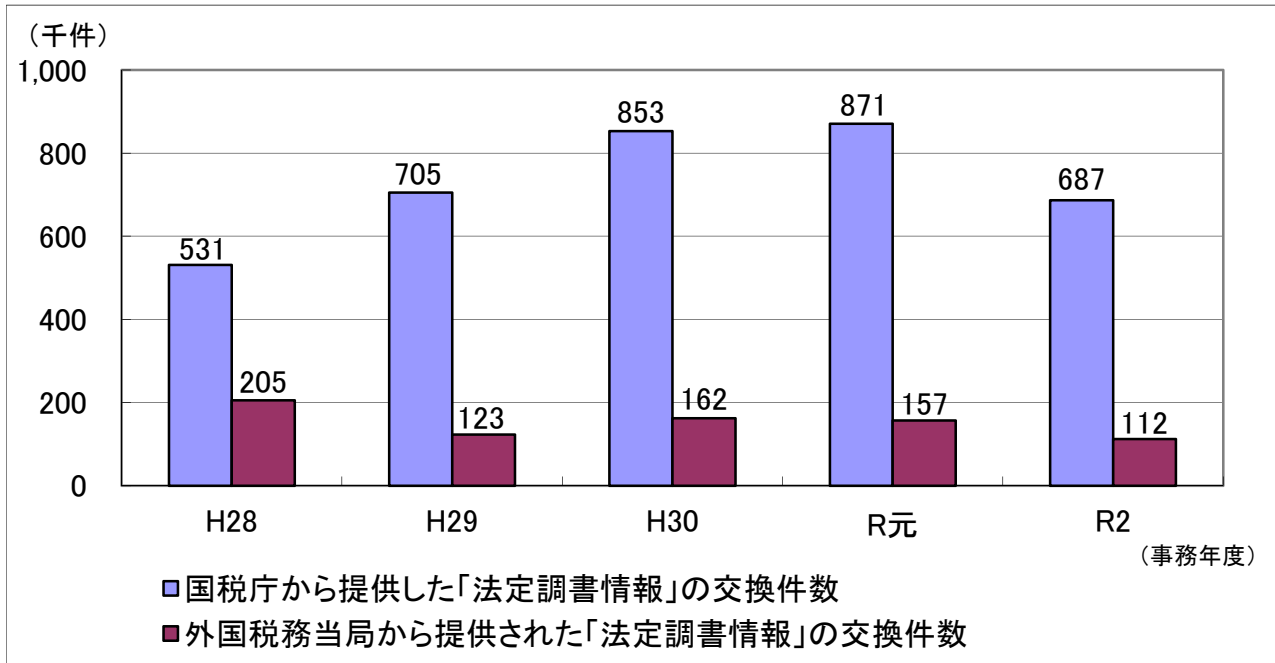
1-3 法定調書情報の交換

- 法定調書により把握した非居住者への支払(利子、配当、不動産賃借料、無形資産の使用料、給与・報酬、株式の譲受対価等) についての情報を税務当局間で交換しています。

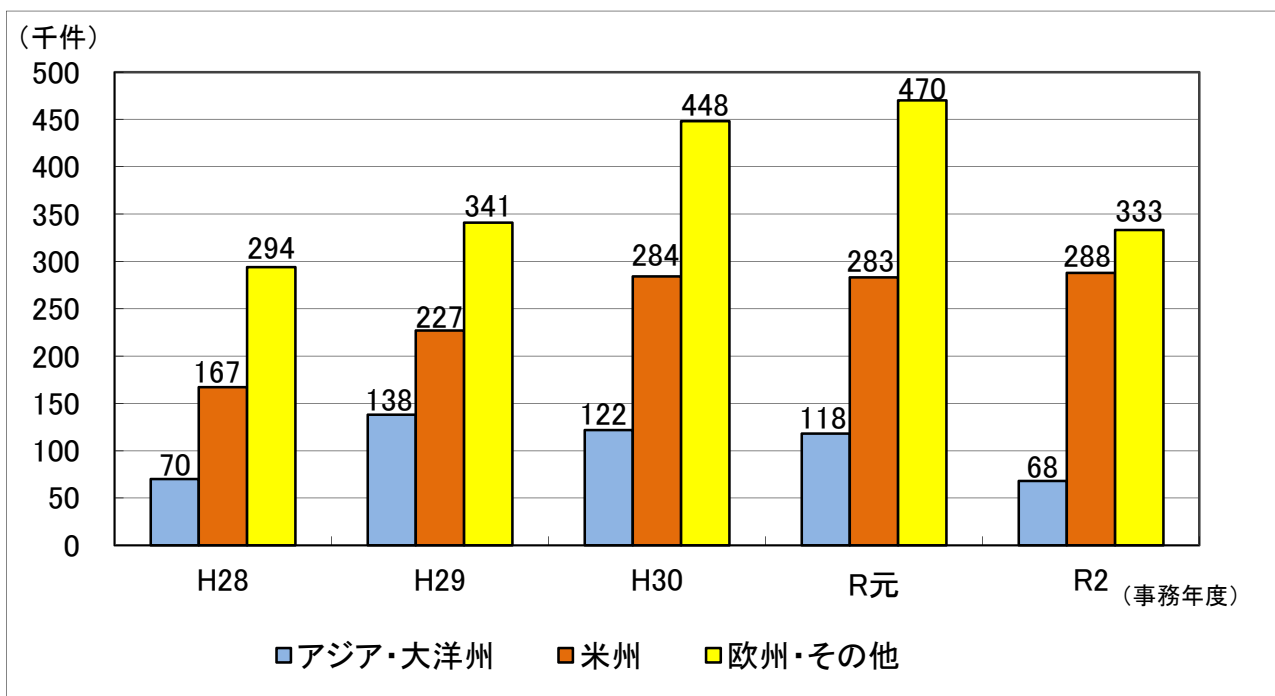
「受領した法定調書情報」の活用例

- ☆ X 国の税務当局から提供された資料を基に、日本の居住者 C の申告内容を検討したところ、X 国の Y 銀行に預け入れた預金に係る受取利子が日本で申告されていなかったことを把握した。

グラフ1 法定調書情報の交換件数の推移



グラフ2 法定調書情報の交換件数（地域別）の推移（国税庁→外国税務当局）

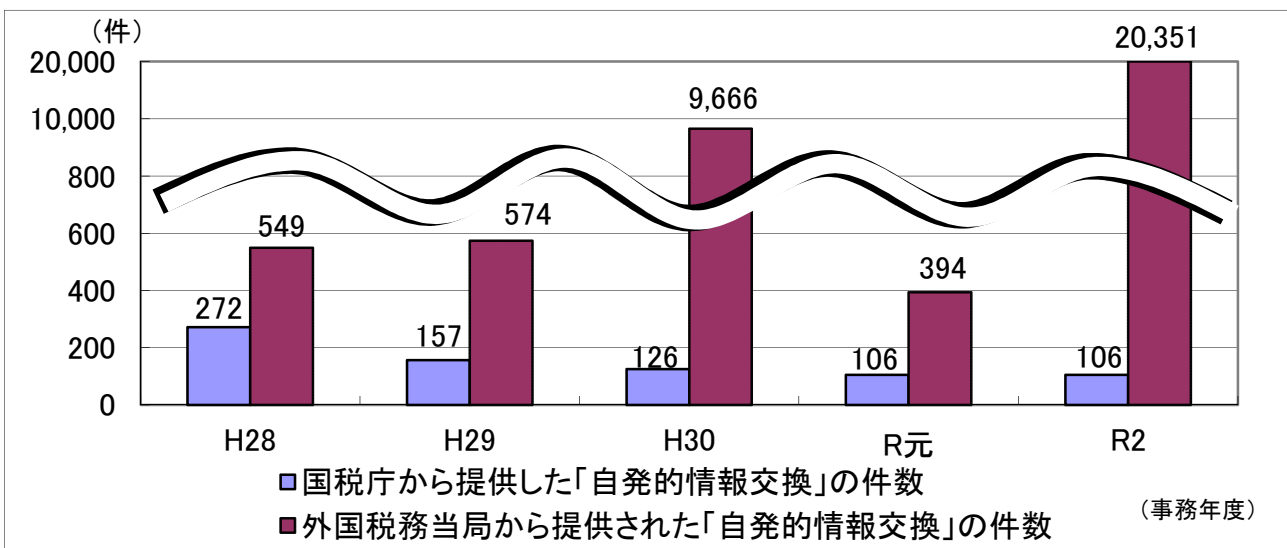


2. 自発的情報交換

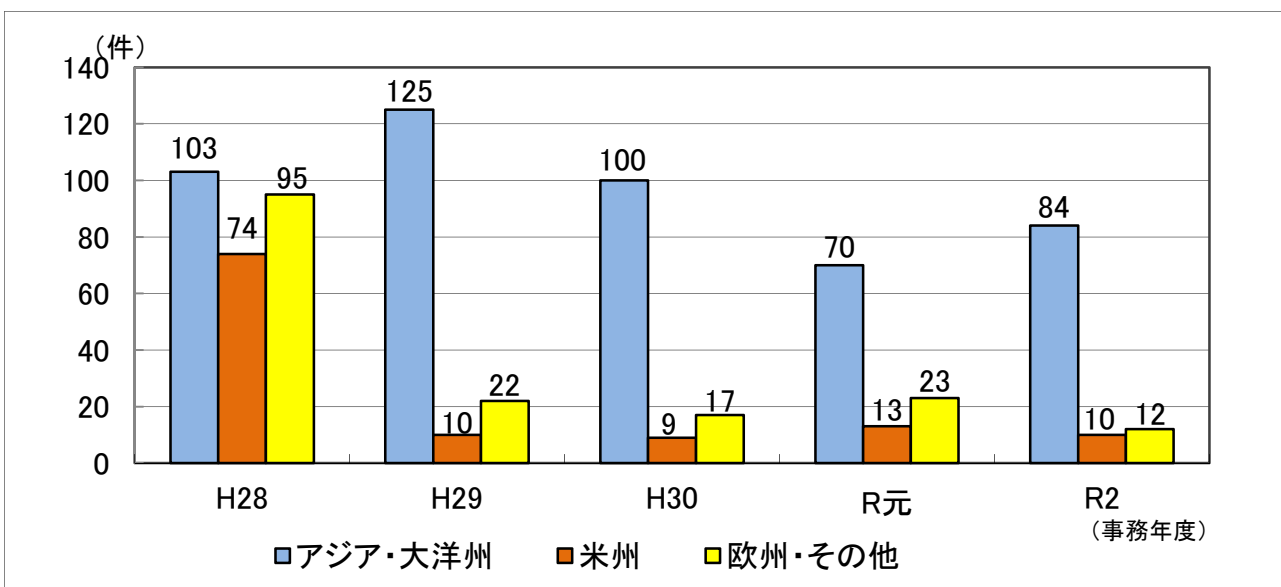
- 「自発的情報交換」は、国際協力の観点から、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で、外国税務当局にとって有益と認められる情報を、自発的に提供するものです。

- 外国税務当局から国税庁への提供件数は 20,351 件であり、特定の国から大量の情報を受領したため、昨事務年度と比較し、大幅に増加しています。
- 国税庁から外国税務当局への提供件数は 106 件であり、昨年と同程度です。地域別にみると、アジア・大洋州の国・地域への提供が 84 件と最も多くなっています。

グラフ3 「自発的情報交換」の件数の推移



グラフ4 「自発的情報交換」の地域別件数の推移（国税庁→外国税務当局）



3. 要請に基づく情報交換

- 「要請に基づく情報交換」は、個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、必要な情報の収集・提供を外国税務当局に要請するものです。国際的な取引の実態や海外資産の保有・運用の状況を解明する有効な手段となっています。
- 外国税務当局から、海外法人の決算書、契約書、インボイス、銀行預金口座取引明細書などのほか、外国税務当局の調査担当者が取引担当者に直接ヒアリングして得た情報を入手しています。

広範な情報交換ネットワークを活かし、「要請に基づく情報交換」を実施

- 国税庁から外国税務当局に行った「要請に基づく情報交換」の件数は638件であり、昨事務年度と同程度の水準でした。
地域別にみると、我が国と経済的関係が強いアジア・大洋州の国・地域向けの要請が510件となり、約8割を占めています。
- 外国税務当局から国税庁に寄せられた「要請に基づく情報交換」の件数は251件で、前年と同水準でした。

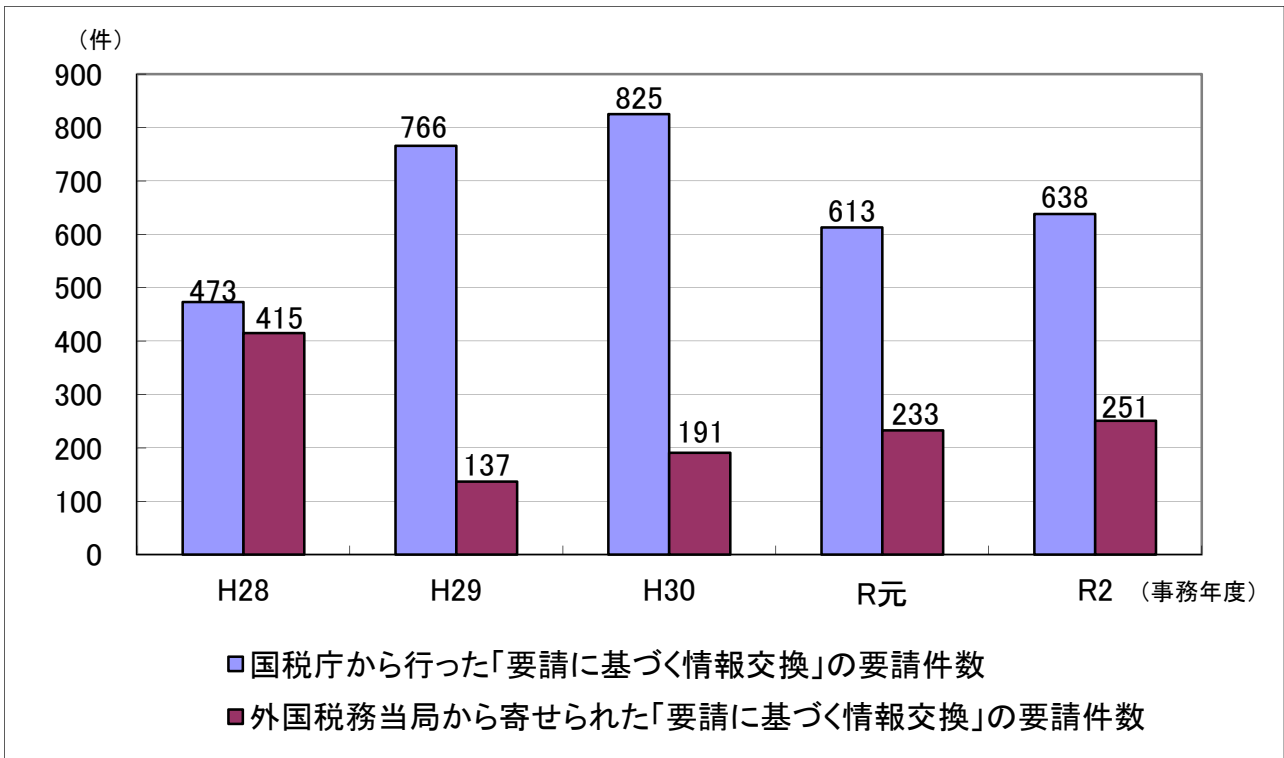
「要請に基づく情報交換」の活用例

☆ 【外国税務当局から受領した情報の活用例】

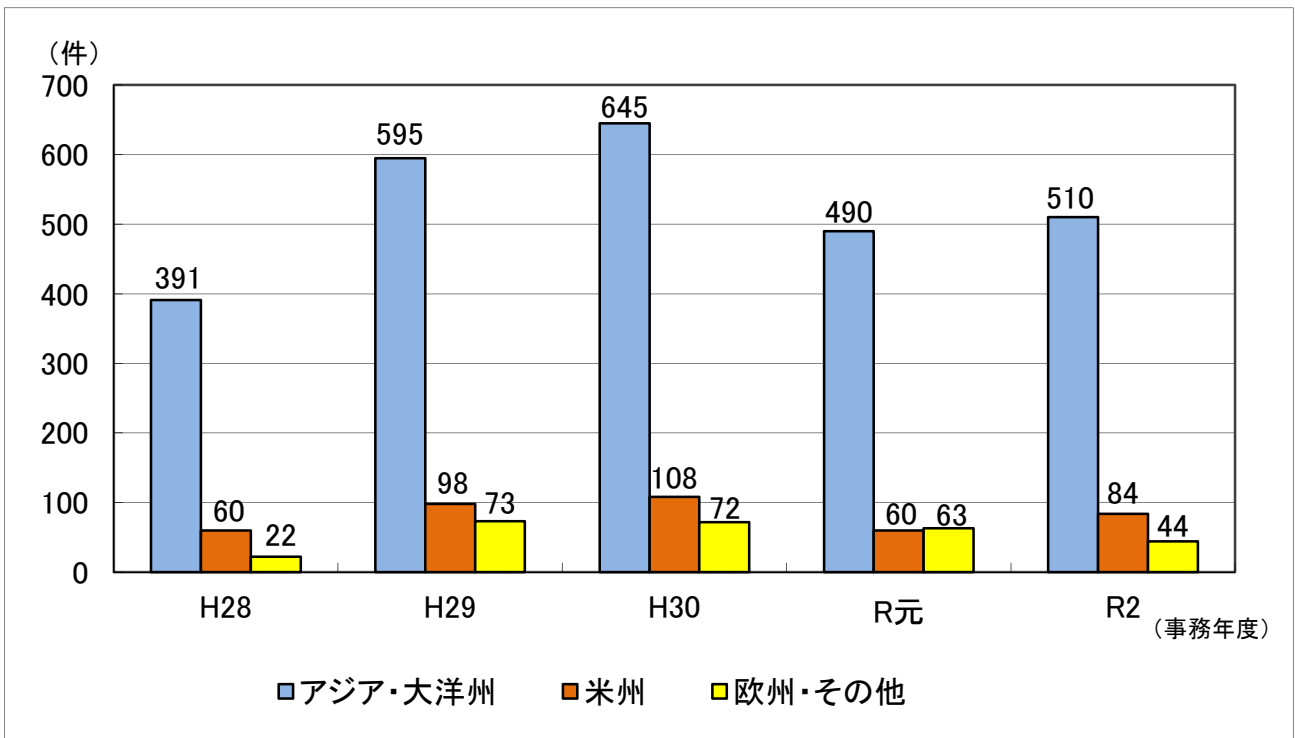
内国法人Dの法人税調査において、法人DがX国の複数の法人に対して、多額の不動産開発に関するコンサルタント料を計上している事実を把握した。当該コンサルタントに関する契約書に記載されている相手先と、請求書の発行元や支払先が異なっていたほか、コンサルタント料総額の約半分が長期間未払いとなっているなど不審点が見られたことから、X国税務当局に対して、当該コンサルタント取引に関する資料の提供を要請した。

その結果、架空の契約書を用いて、役務提供の事実がないコンサルタント料を計上していた事実が判明した。

グラフ5 「要請に基づく情報交換」の要請件数の推移



グラフ6 「要請に基づく情報交換」の地域別件数の推移（国税庁→外国税務当局）



《参考》我が国の情報交換ネットワークの現状

情報交換の重要性に関する国際的認識が高まる中、我が国の情報交換ネットワークは、149 か国・地域（R4.1.1現在。以下同じ）をカバーするまで拡大。

- 二国間租税条約は、課税関係の安定（法的安定性の確保）、二重課税の除去、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものです。

令和4年1月1日現在、我が国では81の二国間租税条約等（注）が発効しており、これらの全てに情報交換を実施するための規定が設けられています。最近では、ウルグアイ（令和3年7月）、セルビア（令和3年12月）との租税条約が発効しています。

（注）二国間租税条約等には、租税条約のほか、情報交換協定や日台民間租税取決めが含まれます。

- 税務行政執行共助条約（以下「執行共助条約」といいます。）は、締約国間で、租税に関する行政支援（情報交換・徴収共助・送達共助）を相互に行うための多国間条約であり、本条約の締結により、より多くの国・地域と情報交換を行うことが可能になっています。

令和4年1月1日現在、執行共助条約の締約国は、我が国を除いて117か国です。

- 二国間租税条約等及び執行共助条約を合わせると、令和4年1月1日現在、我が国の情報交換ネットワークは149か国・地域をカバーするものとなっています。

別紙3 我が国の租税条約ネットワーク

CRS情報の地域別 受領・提供口座数

(令和2事務年度確定値)

欧州・NIS諸国 (45)

アイスランド	(英)ジブラルタル	ギリシャ	チェコ	フランス	リトアニア
アイルランド	(英)ジャージー	クロアチア	デンマーク	ブルガリア	リヒテンシュタイン
アゼルバイジャン	(英)マン島	サンマリノ	(丁)グリーンランド	ベルギー	ルーマニア
アルバニア	エストニア	スイス	(丁)フェロー諸島	ポーランド	ルクセンブルク
アンドラ	オーストリア	スウェーデン	ドイツ	ポルトガル	ロシア
イタリア	オランダ	スペイン	ノルウェー	マルタ	
英国	カザフスタン	スロバキア	ハンガリー	モナコ	
(英)ガーンジー	キプロス	スロベニア	フィンランド	ラトビア	

北米・中南米 (28)

アルゼンチン
アンティグア・バーブーダ
ウルグアイ
(英)アンギラ
(英)英領バージン諸島
(英)ケイマン諸島
(英)ターコス及びカイコス諸島
(英)バミューダ諸島
(英)モントセラト
エクアドル
カナダ
グレナダ
コスタリカ
コロンビア
セントクリストファー・ネイビス
セントビンセント及びグレナディーン諸島
セントルシア
チリ
ドミニカ国
パナマ
バハマ
バルバドス
ブラジル
ベリーズ
ペルー
メキシコ
(蘭)アルバ
(蘭)キュラソー

欧州・NIS諸国

受領: 313,587 (40)
提供: 73,074 (39)

中東・アフリカ

受領: 2,818 (12)
提供: 4,266 (6)

中東・アフリカ (14)

アラブ首長国連邦
イスラエル
オマーン
カタール
ガーナ
クウェート
サウジアラビア
セーシェル
トルコ
ナイジェリア
バーレーン
南アフリカ共和国
モーリシャス
レバノン

北米・中南米

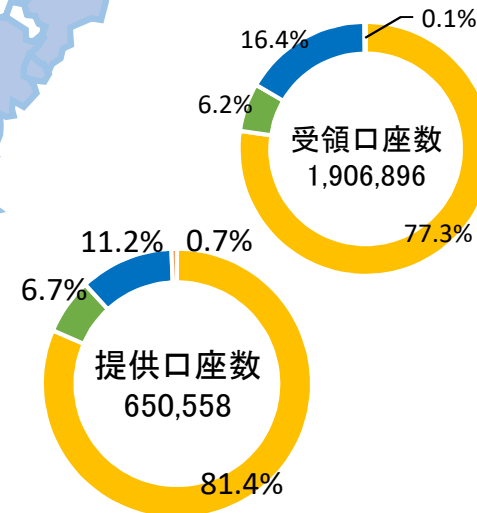
受領: 117,291 (19)
提供: 43,354 (13)

アジア・大洋州

受領: 1,473,200 (16)
提供: 529,864 (12)

アジア・大洋州 (19)

インド	サモア	中華人民共和国	ニュージーランド	ブルネイ
インドネシア	シンガポール	(中)香港	パキスタン	マーシャル諸島
オーストラリア	大韓民国	(中)マカオ	バヌアツ	マレーシア
クック諸島	台湾	ナウル	(仏)ニューカレドニア	



(注) エリア表示欄の赤字は交換実施可能国数、「受領」「提供」欄の括弧書は交換実施国数を示す。

CRSに基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

別紙2

(令和4年(2022年)1月1日現在)

2017年に初回交換(49か国・地域)		2018年に初回交換(51か国・地域)		2019年に初回交換(2か国・地域)	初回交換時期未定(42か国・地域)	
アイスランド	セーシェル	アゼルバイジャン	(中)マカオ*	ガーナ*	アルジェリア	パプアニューギニア
アイルランド	大韓民国	アラブ首長国連邦*	チリ	クウェート*	アルメニア	パラオ
アルゼンチン	チェコ	アンティグア・バーブーダ	(丁)グリーンランド		エジプト	パラグアイ
イタリア	デンマーク	アンドラ	ドミニカ国*	2020年に初回交換(4か国・地域)	エスワティニ	フィリピン
インド	(丁)フェロー諸島	イスラエル	トリニダード・トバゴ		エルサルバドル	ブルキナファソ
英国	ドイツ	インドネシア	トルコ	オマーン*	カーボベルデ	ベトナム
(英)アンギラ*	ノルウェー	ウルグアイ	ナウル*	ナイジェリア	ガイアナ	ベナン
(英)英領バージン諸島*	ハンガリー	オーストラリア	ニウエ	(仏)ニューカレドニア*	ガボン	ベラルーシ
(英)ガーンジー	フィンランド	オーストリア	日本	ペルー	カメルーン	ボスニア・ヘルツェゴビナ
(英)ケイマン諸島*	フランス	(蘭)アルバ*	ニュージーランド	2021年以降に初回交換予定(15か国・地域)	カンボジア	ボツワナ
(英)ジブラルタル	ブルガリア*	(蘭)キュラソー	パキスタン		北マケドニア	ホンジュラス
(英)ジャージー	ベルギー	(蘭)セントマーティン	パナマ	アルバニア(2021)	ギニア	マダガスカル
(英)ターコス・カイコス諸島*	ポーランド	カタール*	バヌアツ*	エクアドル(2021)	グアテマラ	マリ
(英)バミューダ*	ポルトガル	カナダ	バハマ*	カザフスタン(2021)	コートジボワール	モーリタニア
(英)マン島	マルタ	クック諸島	バルバドス	ケニア(2022)	ジブチ	モンゴル
(英)モンセラット*	南アフリカ共和国	グレナダ	バーレーン*	ジャマイカ(2022)	セネガル	リベリア
エストニア	メキシコ	コスタリカ	ブラジル	モルディブ(2022)	セルビア	レソト
オランダ	ラトビア	サウジアラビア	ブルネイ・ダルサラーム*	モロッコ(2022)	タンザニア	
キプロス	リトアニア	サモア*	ペリーズ*	ウガンダ(2023)	チャド	
ギリシャ	リヒテンシュタイン	シンガポール	マーシャル諸島*	ウクライナ(2023)	チュニジア	
クロアチア	ルーマニア*	スイス	マレーシア	タイ(2023)	トーゴ	
コロンビア	ルクセンブルク	セントクリストファー・ネイビス*	モナコ	モルドバ(2023)	ドミニカ共和国	
サンマリノ		セントセント及びグレナディーン諸島*	モーリシャス	モンテネグロ(2023)	ナミビア	
スウェーデン		セントルシア	レバノン*	ヨルダン(2023)	ニジェール	
スペイン		中華人民共和国	ロシア	ジョージア(2024)	ハイチ	
スロバキア		(中)香港		ルワンダ(2024)		
スロベニア						

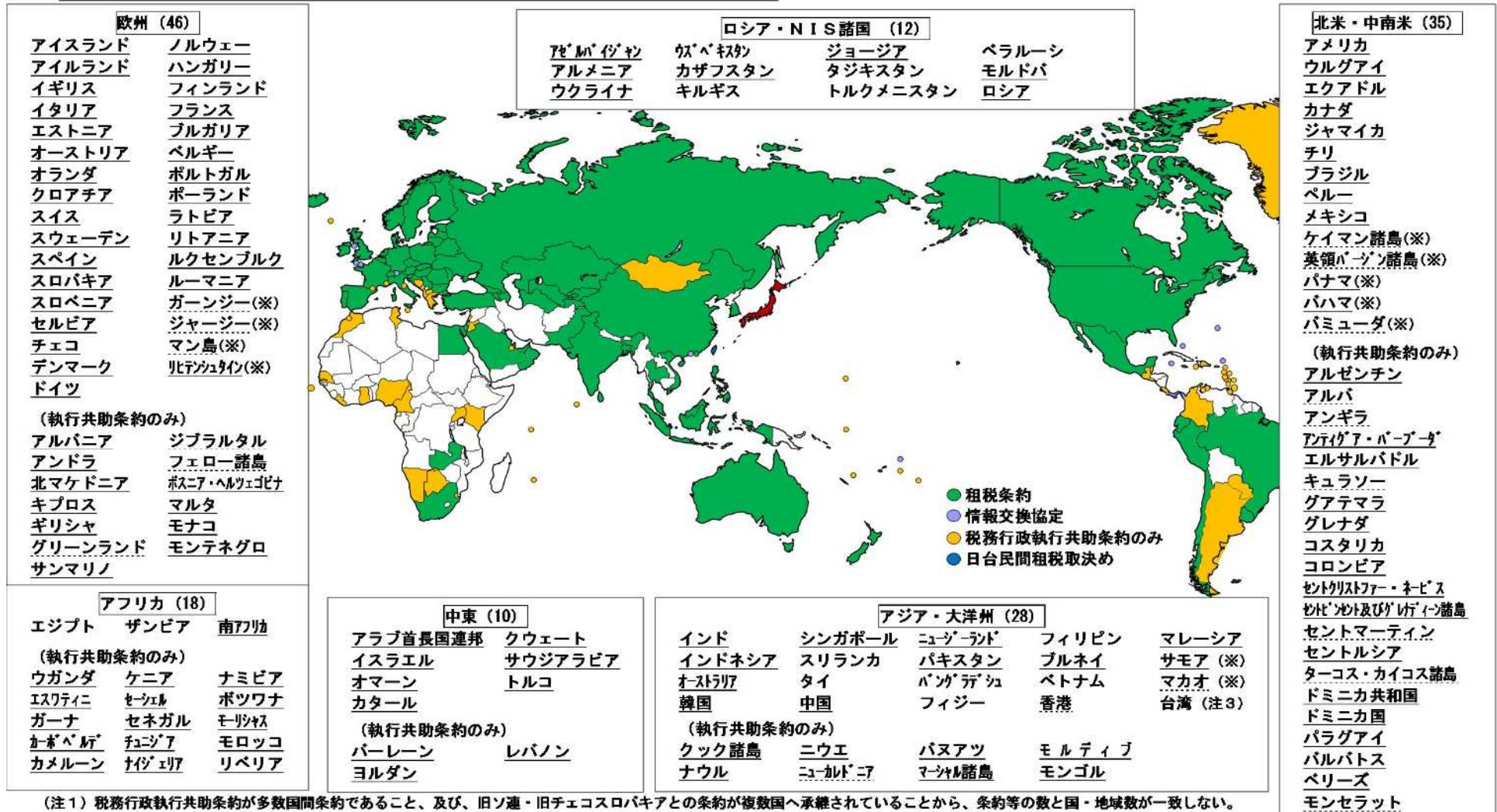
(注)1 下線は日本との間におけるCRSに基づく自動的情報交換の実施対象国・地域(105か国・地域)。

2 *は日本からCRS情報の提供を行わない国・地域(28か国・地域)である。

3 上記1のほかに、公益財団法人日本台湾交流協会(日本側)と台湾日本関係協会(台湾側)との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実現するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みが構築されており、これに基づき日本と台湾の間で金融口座情報が自動的に提供される。

我が国の租税条約ネットワーク

【82条約等、149か国・地域適用／2022年1月1日現在】(注1)(注2)



(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。
 (注2) 条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。
 ・租税条約(二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約): 69本、77か国・地域
 ・情報交換協定(租税に関する情報交換を主たる内容とする条約): 11本、11か国・地域(四中、(※)で表示)
 ・税務行政執行共助条約: 締結国は我が国を除いて117か国(四中、国名に下線)。適用拡張により135か国・地域に適用(四中、適用拡張地域名に点線)。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は60か国・地域。
 ・日台民間租税取決め: 1本、1地域
 (注3) 台湾については、公益財団法人交流協会(日本側)と亞東關係協会(台湾側)との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築(現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会(日本側)及び台湾日本關係協会(台湾側)にそれぞれ改称されている。)

別 添

令和3事務年度における CRS 情報の受領・提供の状況

(令和3年12月31日時点)

我が国にとって4回目となる令和3事務年度のCRS情報の自動的情報交換では、令和3年12月31日までに、日本の居住者に係る金融口座情報約247万件を92か国・地域の外国税務当局から受領した一方、日本の非居住者に係る金融口座情報約67万件を国税庁から77か国・地域に提供しました。

(令和3年7月～令和3年12月)

	受領		提供	
	国・地域数	口座数(件)	国・地域数	口座数(件)
アジア・大洋州	17	1,639,667	12	543,432
北米・中南米	20	198,014	16	42,090
欧州・NIS諸国	41	322,951	42	72,994
中東・アフリカ	14	313,310	7	6,714
合計	92	2,473,942	77	665,230

(以 上)